

陳 情 書 等

件 名

指定管理者における情報公開制度の適正運用と市の
監督体制の検証を求める陳情書

令和8年3月15日

宇治市議会議長 殿

前田 清宣

陳情書

指定管理者における情報公開制度の適正運用と 市の監督体制の検証を求める陳情書

1 陳情趣旨

宇治市の指定管理者である公益社団法人宇治市シルバー人材センターにおいて、指定管理業務に関する情報公開請求が、指定管理者として定める情報公開規程ではなく、法人の情報公開規則により処理された事案がある。

指定管理者は地方自治法 第244条の2に基づき、公の施設の管理を自治体に代わって行う主体であり、その業務については行政に準じた透明性の確保が求められる。

しかし、本件のように情報公開制度の適用を変更して処理することは、本来適用されるべき不服申立制度の適用を受けられない可能性を生じさせ、市民の権利保護および情報公開制度の趣旨に反するおそれがある。

ついては、本件について議会において実態の確認および必要な対応を検討されるよう陳情する。

2 陳情理由

申出人は令和8年2月13日、公益社団法人宇治市シルバー人材センターに対し、同センターの「指定管理者情報公開規程」に基づき文書公開を請求した。

請求内容は、令和8年1月26日付で提出した文書への対応について、

- ・回答を行うか否か
- ・対応を保留するか
- ・組織内でどのような判断が行われたか

などの意思決定過程に関する記録である。

しかし同センターは、令和8年2月27日付回答において、指定管理者情報公開規程ではなく、法人の情報公開規則に基づき回答を行った。

このような運用は、指定管理業務に関する情報公開制度の適正な運用の観点から疑義があり、また指定管理者に対する市の監督体制のあり方についても検証が必要であると考えられる。

3 陳情事項

- 1 宇治市の指定管理者における情報公開制度の運用実態について調査を行うこと
- 2 指定管理業務に関する情報公開請求について、適切な制度運用が確保されるよう必要な指導を行うこと
- 3 指定管理者制度の透明性確保の観点から、市の監督体制について必要な検証を行うこと

以上